

第七十五回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十六号

昭和五十年三月二十八日(金曜日)
午後四時二十九分開議

出席委員

委員長 澁谷 直藏君
理事 坂村 吉正君
理事 藤本 孝雄君
理事 芳賀 貢君
理事 愛野興一郎君
理事 今井 勇君
理事 吉川 久衛君
理事 綿貫 民輔君
理事 島田 琢郎君
理事 美濃 政市君
理事 中川利三郎君
理事 小沢 貞孝君

出席國務大臣

農林大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員

農林大臣官房長 大河原太一郎君
農林大臣官房審議官 高須 徹明君

委員外の出席者

農林省農林經濟局統計情報部長 吉岡 裕君
農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

三月二十八日
補欠選任
金子 岩三君
神田 大作君
綿貫 民輔君
小沢 貞孝君
補欠選任
金子 岩三君

小沢 貞孝君 神田 大作君

三月二十六日

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十一号)(参議院送付)
同月二十七日

同月二十七日

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五十二号)
同月十九日

同月十九日

蚕糸業の振興に関する諸願(津川武二君紹介)(第一七〇号)
同(中川利三郎君紹介)(第一七〇号)
同(平田藤吉君紹介)(第一七〇号)

は本委員会に付託された。

三月二十七日

農政の基本確立に関する陳情書外二件(京都府農會議長須賀亮二外八名)(第二六五号)
農業危機打開に関する陳情書(栃木県農會議長小池知明)(第二六六号)

標準価格米の確保等に関する陳情書(千代田区神田神保町一の三六新日本婦人の会代表委員石井あや子)(第二六七号)

畜産経営危機打開に関する陳情書外七件(福岡県農會議長井上吉左衛門外九名)(第二六八号)
肉用牛生産者価格安定に関する陳情書(岩手県紫波郡矢町農會議長村松良治)(第二六九号)
加工原料乳保証価格改定等に関する陳情書外二件(北海道上川郡上川町農會議長末松鉄蔵外二名)(第二七〇号)

繭糸価格安定対策等に関する陳情書(天童市矢野目一三二八山形県蚕糸業会長那須武夫外三十五名)(第二七一号)

沖繩県産さとうきびの最低生産者価格に関する陳情書(沖繩県島尻郡大里村農會議長宮城武雄)

(第二七二号)

三重県中央卸売市場の開設に関する陳情書(三重県農會議長岡田栄太郎)(第二七三号)
沿岸漁場整備開港事業の促進に関する陳情書(舞鶴市宇下安久無番地京都府漁業協同組合連合会長濱中亦七外二十三名)(第二七四号)

第二次沿岸漁業構造改善事業の促進に関する陳情書(舞鶴市宇下安久無番地京都府漁業協同組合連合会長濱中亦七外二十三名)(第二七五号)

農業共済事務費等の国庫負担増額に関する陳情書(水海道市農會議長古谷真)(第二七六号)

国有林における自然林保護に関する陳情書(中国五県農會正副議長會議代表広島県農會議長西田修一外四名)(第二七七号)

ソ連漁船団の操業による漁具被害防止に関する陳情書(北海道農會議長高橋賢一)(第二七八号)

国連海洋法會議に伴う漁業対策確立に関する陳情書外一件(根室市常盤町二の二七根室市国連海洋法対策協議會長寺嶋伊勢雄外一名)(第二七九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申入れに関する件
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十一号)(参議院送付)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五十二号)

農林水産業の振興に関する件(畜産物の価格等に関する問題)

小委員長からの報告聴取
畜産物の価格等に関する件

○澁谷委員長 これより會議を開きます。

この際、連合審査會開會の申し入れに関する件についてお諮りいたします。

すなわち、建設委員會においてただいま審査中の宅地開發公団法案について、連合審査會開會の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査會開會の日時等は、建設委員長と協議の上、追って公報をもってお知らせすることといたします。

○澁谷委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農林大臣に対して、先ほどの小委員会に引き続き質問をしてみたい。

まず、最初に、加工原料乳についてお伺いをしたいのですが、加工原料乳の不足払い制度は、農家に対する保証乳価は再生産を第一義として決められるべきであるわけですが、実際はそうじゃないというのが現状でございます。過去の実績から見ても、メーカーが支払う基準乳価が幾らになるかによって保証乳価の水準が決められるというのが現在までの実情であります。

そこで、過去の実績から見ても、メーカーが支払う基準乳価が幾らになるかによって、この差額に相当する不足払い部分を圧縮して財政負担

を極力抑えたいとする政府当局の計算も働いてい
るといふことをわれわれは感知せざるを得ませ
ん。そこで、何よりも問題なのは、不足払い制度
が乳業メーカーの保護にはなつても、実際に肝心
な農家の再生産に対する手当てになつていない、
十分役立っていないといふことが言えるわけでござ
います。御承知のように、不足払い制度という
ものは、昭和四十一年度に発足して以来十年目を
迎えて今日に至つておりますけれども、四十九年
度までの九年間に、農家の保証乳価をずっと試算
して見ますと、累積八・九・一％上昇したことにな
つております。ところが、乳業メーカーの支払う
基準乳価は六七・九％の引き上げにとどまつてお
りまして、このため、その差を補給する国の不足
払い額は三倍となつております。こういった点を見
ましても、財政負担の恩恵が農家よりも乳業メ
ーカーに大きく寄与しているといふことが明らか
に言えるわけでございます。まことにこれはけし
からぬ。

これは昨年も小委員会並びに農林委員会等での
価格決定に当たつていろいろ政府に質問したの
であります。農林大臣は、この加工原料乳の不
足払いについていま私が指摘したことに対してど
ういふふうに考えておられるか、所見を承りたい
のであります。

○高須政府委員 基準価格を算定いたします場合
と保証価格を算定いたします場合には、それぞれの
独自の手法を用ひまして、保証価格の方の場合に
は生産費が基準になつておるわけでございまし
て、それで計算いたしております。

他方、基準価格の方は、メーカーの製造経費で
あるとか、マージンの動きであるとか、また消費
者価格の動向であるとか、そういったようなもの
をいろいろ勘案いたしまして決める。結果として
その伸び率はいろいろ違ひますけれども、算定の
基準が非常に異なつておるわけでございます。
○瀬野委員 大臣、いまの問題について高須審議
官から答弁がございましたが、大臣はどういうふ
うに見解をお持ちでありますか。

○安倍国務大臣 いま審議官から答弁をいたしま
したように、保証価格の決定につきましては、こ
れはもう御存じのとおり、法定をされておるよう
に、酪農農家の再生産を確保するという大前提の
もとに、生産費を中心にして算定方式によつては
じき出したわけでございます。

基準価格の算定は、先ほども説明をいたしまし
たように、これはメーカーの生産費を中心にして
はじき出したわけでございますから、これとはそ
れぞれ異なつておるわけでございます。したがつ
て、保証価格の算定に当たつては、あくまでも再
生産の確保ということを大前提といたしておる
といふふうに私は認識をいたしておるわけでござ
います。

○瀬野委員 農林大臣にさらに伺ひしますけれ
ども、昨年の春ですが、大手乳業三社の不当利得
が年間六十億に及ぶという事実が暴露されたこと
がございました。実際にはもっとそれ以上にある
ことは予測されるわけでありますが、当委員会
でもこれが問題になりまして、いろいろ論議した
ところでございますけれども、この不当利得が生じ
たのも、不足払い制度が結果として乳業メ
ーカー擁護のために運用されたからにほかならないとい
うことが結論として言えたわけであります。乳業
メーカーの支払ひ得る基準乳価を算定する際に、
その土台となるバター、脱粉などの指定乳製品の
実勢相場というものが年々上昇していたにもか
かわらず、四十三年度から四十七年度までの五年間
も指定乳製品の安定指標価格を据え置いて、しか
も四十八年度も多少修正をした程度にとどまつた
のは、大臣も恐らく御存じだと思ひます。こうい
つた結果から見まして、乳業メーカーは、実際
にはもっと高い乳価を農家に支払ひ得たにもか
かわらず、乳製品の指標価格と、それをもとにした基
準乳価を押えたために、そこに膨大な不当利得が
なされたといふことが、当時当委員会でもいろ
いろ論議した問題点であつたわけであります。

そこで、四十九年度の保証価格が四四％引き上
げられたのは、この不当利得の追及を受けた結
果、問題の乳製品指標価格を実勢に合わせ、基準
乳価を三三％引き上げた面も作用しているからで
あらうとわれわれは考えております。しかし、不
足払い制度が乳業メーカー寄りに運用されてい
る體質というものは、これはぬぐひ切れないもの
がある。これはわれわれはいつも指摘しておるこ
ろでございます。基準乳価を算出する過程で、
乳業メーカーの利潤だけはがっちり算入されてい
るといふふうに思われて仕方がないのでありま
す。

乳業工場の非効率な操業状況とか流通過程の不
合理といったものは全然不問にされて、しかも、
乳業メーカーは自社製の乳製品を流用しての還元
乳で利益を上げるといふ実態が現にあるわけで
が、こういうことを放置されていいのか。このよ
うな厳しい酪農の現状にかんがみて、大臣もこ
ういふことは十分承知しておられるかどうか。こ
れは昨年ずいぶん問題になったことであります。
で、その後大臣に就任された安倍農林大臣にも、
今回の価格決定に当たつてはこういうことを十分
踏まえた上でいろいろと対処してもらいたいと思
うので申し上げるわけでありますが、この点につ
いての大臣のお考えをお聞きしたいのであります。

○安倍国務大臣 いまお話しがございましたよう
に、乳業の大メーカー等につきましては、利潤等の
相当の留保分があつたといふことは事実であり
ましよう。これに対して、基準価格が低かつた
のではないかと御指摘もあるわけでございま
すが、これは市況の変動等によつてそういうふう
な留保が生じたといふふうにも考えるわけでござ
います。農林省といたしましては、基準取引
価格を決めるに当たりまして、今回の場合等にお
きましては、そういう乳業界の実態等も十分配慮
いたしまして、マージン率というふうなものを非
常に低く抑えて基準取引価格をきめるわけでござ
います。

しかし、今後とも乳業メーカーの経営の実態等
は農林省としても十分把握しながら今後の措置に
つきましては配慮していきたい、こういうふう
に考えておるわけでございます。

○瀬野委員 以上、乳価問題等について、午前中
に二回、現在は三回目の質問ということである
の申し上げてまいりましたが、いまのような問題
についても、不足払い制度を乳業メーカー本位から
真に農民のために取り戻すといふことで、農家の
再生産に見合うように、意欲を持つて生産できる
ように、十分配慮した価格決定をせむされるよう
に強く要望しておきます。

時間の制約があるので、豚肉の問題について若
干質問をしておきたいと思ひます。

政府は、おととい三月二十六日に食肉部会を
開いて、指定食肉の中で、豚肉について、基準価
格キロ当たり五百四十六円、上位安定価格六百六
十七円、現行の七・七％アップの五十年政府試
算価格を示されたわけであります。この政府試算は、算
定方式は従来どおりの需給実勢方式を採用してお
られて、生産を刺激するため需給調整係数を一・〇
〇から一・〇二に引き上げられておりますし、さ
らに四月からの配合飼料値下げ分を織り込んだ、
さらには湯はぎ方によるものの格差を七％にし
た、というふうなことが大きな特徴となつておる
ようでありまして、この試算価格については、農
協または各種団体が要求している価格を大幅に下
回つておることは事実でございます。

こういったことではわれわれは納得がいかない
わけであります。けれども、今回の政府のこの試
算を見ましたときに、上位価格が一・〇％高では、
政府が言うところの良質の生産を幾ら誘致され
ても生産者は価格アップを目指し、この意欲が起
きない、いわゆる生産者に不利になるといふこと
で意欲が起きてこない、かように思ひます。こ
ういふ点についてはどういふふう
に政府は検討されておるのか。この価格決定に当
たつては十分配慮していただきたいのですけれど
も、こういったことではどうも納得がいかないわ
けであります。その点、見解を求めたいのであ
ります。

○安倍国務大臣 豚肉の価格につきましては、二

十六日に畜産振興審議会からの答申が出たわけでございます。この答申は、御承知のとおり、「昭和五十年度の指定食肉たる豚肉の安定価格については、現行の安定価格水準を引き上げることにはやむを得ないが、最近における肉豚及び素豚生産の動向、消費に与える影響を考慮し、慎重に決定されたい。」ということが付記してあるわけでありまして、私たちはこういう審議会の答申を十分尊重したいと考えておるわけでございますが、この審議会に諮問いたしました農林省の試算につきましては、これは従来の需給実勢価格方式でございますから、それに基づいた算定方式によって試算をいたしましたわけでございます。

飼料が四月から値下がりする、それを含めることに問題があるのではないかと御意見でもあるわけでございますが、非常な長期的な展望に立ちますと、やはり農産物というものは世界的に不足という基調でありまして、最近はややいいまして飼料穀物については低落をいたしておるわけでございます。この情勢というものは、この一年ぐらいいは続くのではないかと、そういう中に断もいたしておるわけでありまして、そういう中であって、全農の決定いたしましたこの飼料価格の値下げは確定をいたしておりますから、確定要素といたしまして豚肉の試算の中に入れたわけでございます。これは将来にわたる確定要素につきましては試算の中に計上するといふ今日までのやり方になっておりますので、そういう方向をとっておるわけでございますが、この審議会の附帯決議におきまして、経済に非常に著しい変動のあった場合は畜産審議会をさらに開いて再検討しなければならぬという決意をなされておるわけでございます。したがって、そういう点は十分配慮しながら今後を見守っていきいたいというふうに考えております。

私は、この安定価格でもって農家における再生産というものは確保されるものである、こういうふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 時間の制約がありますので、あとはしよって二、三点簡潔にお伺いしますので、大臣あるいは高須審議官から要点を簡潔にお答えいただきたいと思います。

いまのことに関連して、豚肉の場合に湯はぎ法によるものは七割ということになっておりますが、七割の格差では皮はぎとの格差が従来よりも広がって、特に関西なんかは湯はぎの多いところでございますが、かなり問題になりはせぬかと思う。こういった試算はどういう根拠に基づいてやられたのか、その点が一点。

それから、農林省が諮問された中で、時間がないので一点だけお伺いしますが、「昭和五十年指定食肉安定価格算定説明参考資料」というのがありますが、これの三ないし四ページの表の下の方に、指定食肉の安定基準価格及び安定上位価格の算出の中でP₀というのがございまして、要するに、基準期間における肉豚農家販売価格というものでありますけれども、これが二百八十円となっておりますけれども、頭打ち方式をとっているわけですね。実際にはこの表を見ますと二百八十八円七十銭になっておられます。これは平均で見ても二百八十八円七十銭に当ります。この平均値でいいと私が出てくるわけですから、この平均値でいいと私は思うのですけれども、わざわざ修正値で八円七十銭も低く見えてある。何でこういうふうに見たのか、理由をお答えいただきたい。

それから、もう一つは、今回の試算については四ないし六円のえさの値下げ分を参酌しているというふうな言われておりますが、これは農家にとって非常に不合理なことでありまして、本来ならばこれを繰り込むべきではないと私は考えるわけですね。えさの値下げは六月までのもので、今後値上げになる要因も必ず将来は起きてくること、再改定をするという考えがあるのか、これまたあわせてお伺いしたい。

御承知のように食肉部会での附帯決議でも、

「物価、飼料価格その他の経済事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに本審議会を開催し、安定価格を再検討すること。」という決議も出ておるわけですね。そういった点も含めて、以上三点について最後にお伺いをいたしたいと思っております。

○高須政府委員 瀬野先生からただいま御質問いただきました三点につきましてお答え申し上げます。

第一点は、湯はぎと皮はぎの格差の問題でございます。これは昭和三十八年以降、下限の方の価格の差は二十円、上限が三十円という長い間推移してまいりましたが、実際を考えたときに余りにも適正でない、むしろ定額よりはパーセントにしようということで、関係業界の御意見をいろいろ拝聴いたしまして、七割が適当であるということとでさような考え方を導入いたしましたわけでございます。

第二点でございますが、第二点のいわゆるP₀の頭切り方式が問題であるという御意見でございます。これは、これにつきましては、従来ともこの方式によっておるわけでございますが、算定の基本的な考え方と申しますのは、政策価格を決めたならば、それを超えるような価格またはそれを下回るような価格は異常価格でございまして、たとえば頭切りの場合、本来ならば政府がいろいろ措置をとって価格を冷やす措置を当然とるべきであつたはずでございますけれども、それを政府が価格を冷やすような措置はとらなかつた、そこで異常価格が発生したわけでございますけれども、そういうようなものは正常な姿ではないというところで、頭切りまたは足切りの基準価格を出します場合にはこのような考え方でやっておるわけでございます。

それから、第三点の価格改定につきましては、これはしばしば大臣からお話しがございましたので、私は省略させていただきます。

○瀬野委員 以上で質問を終わりますが、先ほどの畜産小委員会でも六項目の畜産物価格等に関する附帯決議を決定したわけですが、後ほど委員長からもいろいろと決議を読み上げていただくことになっておりますけれども、どうかひとつ農家の再生産に見合う価格決定をされるように、大臣には決議の内容等を十分踏まえて価格決定をされるように強く要望して、質問を終わります。

○島田(琢)委員 先ほど引き続き若干の質問を申し上げますが、これまた大変時間が限られておりますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。まず、労働単価の問題で先ほど質問いたしました、これは審議会で結構ですが、四十八年、四十九年、そしてことし、この労働時間について、どういう推移をしているかという点をまずお尋ねいたします。

○高須政府委員 ただいま調べておりますので、ちよつとお待ちください。

○島田(琢)委員 あわせて、牧草の関係の労働時間もお示しください。

○高須政府委員 先に管理労働の方の時間だけを申し上げます。

四十八年が三・九三時間、四十九年が三・八〇時間、五十年が三・七四時間と、徐々に時間が減少いたしております。

牧草の方も大体このような傾向だと思ひますが、いま数字を調べておりますから、ちよつとお待ちください。

○島田(琢)委員 これはどういう要素に基づいてこのように労働時間が短縮されているのですか。

○高須政府委員 先に牧草の時間を申し上げます。

四十八年が一・四二時間、四十九年が一・四一時間、五十年が一・二四時間で、これは生産費調査によつて調査いたしました。逐次労働力省力化の傾向が見える、かように考えております。

○島田(琢)委員 つまり、農民の努力によつてこれが短縮された、もつと裏返して言えば、そのことによつて政府側で言う合理化がされた、と、こういうふうになるんだらうと思ひますが、これ

昭和五十年三月二十八日

は明らかに農民の努力によって生まれた数字だといふことでしょう。

○高須政府委員 確かに、時間が削減されてまいりますという事は生産者の御努力によるところと思ひます。しかし、国費を大量に投入いたしてあります不足払い制度の中におきましては、まだ合理化が進行中の状態でございますので、逐次そのような合理化の結果を反映していく、このように考えておるわけでございます。

○島田(琢)委員 後段の部分については、あなたのおっしゃることと私の考え方は大きく違ひが、大臣、まず、前段の部分について、農家の努力でこのように時間が短縮されていった、つまり、あなたの方のおっしゃる合理化がされた、これは間違ひございませんね。

○安倍國務大臣 やはり、規模拡大が進んでくる中において、農家の努力というものが最大の要因であつたと思ひます。

○島田(琢)委員 これを一頭当たり直しますと、これは大変な時間短縮がされたことになるんです。ところが、農家の働く労働時間というのは、一日八時間にして、仮に三百六十五日仕事していったとしたら大変な時間を働いてるわけなんです。とても一日八時間平均なんか働くことはできません。したがって、大変な努力がここに払われているということがこれによってうかがい知ることができると思ふのです。当然農家の努力であつた方がおっしゃる合理化が進んでいるのですから、これを政策的に吸収するといふようなことは許されないと私は思ふのです。何らかの形で還元すべきだと思ひますが、大臣、お考えはいかがですか。

○安倍國務大臣 省力化が進んだということは、先ほど申し上げましたように、農家の努力というもの最大の要因であつたと思ひわけでありまして、同時に規模拡大を進めなければならぬといふ酪農の振興の基本的な命題の中においていろいろの施策等もあわせて行われたということにも結びついておる、私はそういうふうに理解をいたし

ておるわけでございますが、こういう努力につきましては、これは十分配慮していかなければならぬことは当然であらうと思ひわけでございます。そういうふうな前提も十分踏まえながら今回の価格決定も行われる、また、行われておる、私はこういうふうな思ひわけでございます。

○島田(琢)委員 私が先ほどの質問でも申し上げたように、今回出された七十七円という価格の中には、いま大臣がおっしゃっているような、農家の努力によってこのように経営が進められていくという点に還元されているような価格はないと私は思ふのです。どの部分がいま大臣おっしゃったような部分なんでしょうか。

○高須政府委員 具体的な内容でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

価格算定方式の中にはいろいろな要素が配慮されておるわけでございますけれども、いろいろな係数のとり方とか、そういう方式は決まっておりますけれども、その方式の中におきましていろいろな係数を操作いたします場合に、たとえば調整係数等それを最も端的にあらわすものでございますけれども、そういういろいろな要素を全体として多分に織り込んでまいり、規模拡大とかを推進してまいりますれば当然合理化が進んでいくわけで、単位時間等が減少していくわけでございますので、そういうものももと生産費を基準にいたしておるこの算定方式でございますから、形式的には、特にこの項目といふことは見当たらぬわけでございまして、これらの方式を運用してまいりまします場合の考量事項として、御努力に報いるような水準、再生産を可能にするような水準といふ基本路線は貫かれておるわけでございます。

○島田(琢)委員 私は、今回出された諮問価格では、いま幾ら審議官がそのおっしゃるでも、そういう頭があつたのかどうかを疑つております。なかつたと思ひます。大臣、この際、米のように生産性向上メ리트は明らかに農民に返すといふことをわかるような手段でおやりになるべきだと思

いますが、いかがですか。

○安倍國務大臣 米の場合は生産費所得補償方式をとつておることは御存じのとおりでございます。したがって、労働賃金の評価にいたしましては、労働賃金とは異なつてもおるわけでございますが、飼育労働費等につきましては、比較的米に近いといふことも言えるんじゃないだろうかと思ひわけでございます。やはり、乳価が適正に決まれば、そして再生産が図られていくということではなれない。価格制度といふものを維持していく以上はそういう大前提に立つて価格の決定を行わなければならぬことは当然でございます。したがって、農林省の試算におきましても、そういう観点から全体的に再生産確保といふものを配慮いたしまして決めておるわけでございます。批判はいろいろございしますが、そういう趣旨を貫いてきておるわけでございます。

ただ、酪農の振興を行つていく場合には、これは食糧自給力を高めていくという農政の基本方針を貫いていくためにも酪農の振興をやつていかなければならぬ。そして、酪農の振興を図っていくためにはこの価格制度といふものは非常に大きな要素を持つておるわけでございまして、価格制度の充実ととも、生産対策であるとか、あるいは流通施策であるとかいふものもあわせて行つて、総合的に酪農の振興に取り組んでいくことによつて、今後とも、六十年を目標にした酪農の振興、農家の経営の安定といふものは十分貫いていける、私はこういうふうな確信をいたしておるわけであります。

○島田(琢)委員 私は先ほどの小委員会でも質問をしたわけでございますが、いまも同じようなお答えが返つてまいりました。

もう一度繰り返して申し上げますが、いまは大臣がおっしゃる通りに悠長に進めていくような状況にはないんだ、言つてみればカンフル注射が必要なくらいの瀕死の状態にいま陥つてしまつておるんだという認識があらまさんと、いま大臣がおっしゃっていることを私は否定しているのではござ

いけません。そのとおりだと思ふのです。それは大変大事なことだと思ふのです。しかし、それだけではない、酪農は死んでしまひます。ここをどうするかといふために私はいま一つの提案をしたのであります。

さつき労働の単価の問題で申し上げましたが、製造業労働賃金だつて適正に盛られていないような低い単価を用いて、しかも二本立ての労働賃金を採用している。これで生産性向上メリットを還元した考え方を各項目の中に盛り込んだなどということに一体なるかどうか。審議官、あなたはどうかと思つておるんですか。これはそんな価格じゃないじゃないですか。それじゃ、いま大臣あるいは審議官がおっしゃつたように各項目に分けていくというのであれば、このところこそ生産性向上メリットの分として思い切つた単価の引き上げをすべきであり、一本単価に直すべきではないですか。しかも、今回、いま非常に問題になつておりますところの、そして、これは三番町の審議でも問題になつておりますが、不確定要素と言われる、四月以降のわずか三ヶ月間のえさの値下がり要素として加えるようなやり方をやつてまいりました。こんなやり方はいままでないことですよ。私も、乳価の問題に参画して以来、今回のようなこんなばかげたことをやつたことは記憶しておりません。この面も含めて御答弁ください。これは一体何なんですか。

○高須政府委員 私の名前をお呼びでございますので、お答え申し上げます。

農業労働の問題につきましては、これが一番問題点でございます。しかし、一般的に農林省の各作物は、基本的に生産費等におきまして算定いたします場合には、農家がお支払いになつた賃金、要するに農家で雇ひ上げられた方の労働の評価といふもので評価するならわしでございます。これは統計情報部長から先般御説明があつたとおりでございますが、それについては問題のあることは十分承知いたしております。そこで、特に製造業労働といふもので評価がえ

をするという場合には、それはそれなりに非常に重要な理由がなければならぬ、なかなか世の中に通らないというのが現実でございます。米のような特殊な主要な農産物、それから乳価のような中における飼養管理労働、そういうもののつぎまきでやっておりますが、自給飼料等につきましては普通の原則で計算いたしておる、こういうことでございます。

第二の点のえさの分につきましては、はなはだ事務的な答弁で申しわけないと思いますが、確定した要因は従来から入れ込んでいます。たとえば昨年度の中にも、えさが値上がりしたというようにものもいろいろ計算いたしておるわけでございます。これは従来の手法に従ったということでございます。

○島田(琢)委員 この乳価では、あなたの方の場合のいいことだけ取り上げているという今度の印象があります。しかも、酪農家はことしの新しい年度を去年の労働で乳しぼりをせよというんです。こんなことにも矛盾を感じております。これはさきより合ったから御答弁は同じような繰り返しになるでしょうけれども、私は何としてもこれは納得できない。従来の手法を用いたと言われども、明らかにえさの値下げというこの不確定要素を、しかも一年間の見通しじやなくて三ヶ月間の問題を取り上げて、それを要素として入れるなどというやり方は、従来もやってきたと言われども、私の記憶する限り、そんなやり方は今までなかったと思えます。

さらに、基準価格のとり方について説明をしてください。何でもこんなに低いんですか。

○高須政府委員 御説明申し上げます。基準価格のとり方につきましては、これは、この「保証価格等説明資料」の中の「基準取引価格」のことでございます。

○島田(琢)委員 はい。簡単にしてください。時間がある限り、この九ページにござい

すが、いや、これはむしろ最初のところをもらいたい方がよろしうございます。二ページでございます。ここに方程式が出ております。まず安定指標価格を算定いたしました。そしてその係数にございましては……

○島田(琢)委員 それはわかっていて、私の質問が理解できなかったかもしれないが、この方程式はわかっているのです。言ってみれば、メーカーが出してきたこの資料を農林省はどうやって調べたのかということ、それが一つ、この調べた各項目について、自信を持ってこの数字に間違いはないとおっしゃれますか。

○高須政府委員 この方程式の個々の要素につきまして、私もメーカーの経営状況というのにつきましてもかなり詳細な調査をいたしております。したがって、その調査から得ました係数を具体的に使用して、そしていろいろな方法を試して、それでお答えいたします。たとえば「バター」「脱乳」「全乳」というように各項目がございまして、それらのウェイトの調整の問題であるとか、これは個々に具体的に申し上げるのを省略いたしますけれども、たとえばマージン率にいたしても、過去のデータから不況産業と目されております五業種を選択いたしまして、マージン率を非常に厳しく査定いたしております。そのようなことをいたしまして、かなり大幅な基準取引価格の引き上げをこの中に織り込んでおるわけでございます。

○高須政府委員 島田君、時間がもう来ておりますから……

○島田(琢)委員 もう時間がなくなりましたから、委員長から当然御注意があると思っておりますが……

私がこの間事務次官とお話したときに、高須審議官は立ち会っておられたですね。これはメーカーの内容については思い切つてふところに入れたようにしてやるというお話をしたにしましては、出てきた五十七円五十七銭というのは、私にはちよつと理解ができないのです。この製造業

者、いわゆるメーカーの取り分、利益部分というのもの、その中身の勘定の仕組について非常に問題があると私は思っているのですが、時間がなくなつてしまつたのでこれを議論することができません。後ほど、これが説明できるような資料が欲しいと思つたのです。委員長、この資料の提出を求めたいと思つたのです。

それから、どういう方法でメーカーの製造コストを調査しているのか、それらの関連する資料をぜひ届けてもらいたいと思つたのです。

それから統計情報部の関係につきましては、先ほど統計情報部長から労働の問題についてお話しがありました。これはまだことしは間に合ふぬというお話もありました。しかし、統計情報部の資料がなくなつて、おやりの材料は何ほどもほかにあるわけですから、これを十分調査されて、この機会に一本単価を——重ねて言いますけれども、一本単価を全国の製造業労働に比べて少なくとも均衡のとれる価格に直すという作業の中をやつてもらいたい。

以上の要望を加えて、私の質問を終わります。

○高須政府委員 芳賀君。

○芳賀委員 先ほどの質問に続いて農林大臣にお尋ねいたします。

第一は、五十年度の保証乳価の算定の中において、ことしの四月一日から来年の三月三十一日まで生乳生産者は三百六十五日毎日乳の生産に取り組みわけでありまして、その大事な再生産確保のための家族労働というものについては、当然ことしの四月一日から向こう一年間の他産業の製造業の自家労働に比較すべき賃金というものが的確に推計されなければ正當な乳価は出てこないわけですね。ところが、午前中の事務当局の説明によりますと、四月一日以降の製造業の賃金の上昇というものは、四月以降の製造業の賃金の上昇分については計上されておらないという説明があったわけですね。これはまことに當を得ない五十年乳価の算定であると考えられるわけですが、ま

さか大臣としてはそういうお考えはないと思つたのです。

ただ、問題は、四月一日に告示することになれば、たとえばことしの労働者の春闘を通じて、民間においても、公務員においても、また、国の公務員においても、五十年四月以降の労働賃金については五月下旬ないし六月に入らなければ確実な労働賃金というのとはつかぬことにはわかつておるわけですが、しかし、それを的確に推計するのは保証乳価を決める農林大臣の責任でもあると考えられるわけですね。ことしはインフレと不況が共存するというようなむずかしい経済状態でありまして、民間の労働賃金が昨年のように三二%以上果たして上昇するかどうかという

ことはわれわれとしても定かではありませんが、少なくとも北海道ほか東北三県の五人以上規模の製造労働というものは、最悪の場合においても四十九年度に比較して二〇%ないし二五%は上昇すると考えられるわけでありまして、それを全然織り込んでおられないということでは、ことしの保証乳価の正確さというものをわれわれは信頼することができないわけですね。

この点については、大臣としては、五十年乳価において自家賃金がどのくらい上昇するというお見通しですか。いかがですか。

○安倍国務大臣 私がいまさら申し上げるまでもないわけですが、乳価につきましては、五十年度の乳価を四十九年度の年度末までに決めるという法律の内容になっておるわけでございまして、そういうところにも一つの問題があるのじやないかと私は思つてございまして、今日までの乳価の決定をしてきた経緯から見ても、その決める年度の労働賃金を反映をさせていない。これは、乳価を決めるに当たつての未確定な要素についてはこれを取り入れないという今日までの査定のやり方でございますから、ことしにつぎまきでも、確かに春闘による賃金のアップといったこともあつたことは十分予測できるわけですが、いまだ未確定ということによつてこれ

を取り入れていないわけでございます。

前回の審議においても、四十九年度の乳価決定後の賃金、物価の動向が大きく変動して、それが四十九年度の決定乳価よりも実質的には上がっておるのだといういろいろなデータを並べての御指摘でありましたが、まさにそういうふうなデータの上ではなっておるわけでございます。しかし、年度内の改定というのは総合的な判断から行わなかったわけでございますが、この乳価の決定時期にも一つの問題も残ってくるわけでございます。また、いままで法律では死文化しておったような経済の著しい変動のあった場合に乳価、農産物の価格の再改定を行うという法律のたてまえがあるわけでございますが、これが行われていないか。

しかし、今後こういうふうな事態が起こるということになれば、やはり、この改定問題というものは一つの大きな問題として取り上げていく必要もあるのではないかと、そういう際の基礎、基準といったようなものも研究する必要があるのではないかと、私には考えておるわけでございます。また、今日、今日の段階におきましては、いままでの乳価改定の方式にとつてやってみて、そして未確定分であるから労賃等の上昇についてはこれを織り入れていない、こういうふうになっておるわけでございます。

○芳賀委員 そこで、私が先ほど申したとおり、現時点においては四月以降の自家労働に匹敵すべき製造業の賃金の掌握がむずかしい。だから、不確定要素であるからして、今回の乳価にはこれは計上してはいない。当然計上すべきものが計上されていらないわけだからして、判明すればこれを計上するということとは当然だと思ふのです。たとえば人事院勧告に例をとりますと、昨年は七月に人事院勧告が国会並びに政府に出されまして、そして四月一日にさかのぼって全面的にこれは実施されておるわけですね。ですから、大臣として良心的にこれを処理するというのであれば、少なくとも六月月上旬には五十年度の民間労賃というものは

は固まるわけですから、その時点で五十年の乳価の中に計上すべき自家労働の上昇分というものが判明した場合においては、これは四月一日から告示されるわけでありまして、当然四月一日にさかのぼってこの未確定要素と言われた労働賃金の自家労働の上昇分というものを計上して保証乳価の取引において実行すべきであるというふうに思ふわけなんです。その点はどうか。

○安倍国務大臣 これは豚価のときの審議会の附帯決議にもあるわけでございますが、経済に著しい変動が起こったときは畜産審議会を開いて検討すべきであるということになっておるわけでございます。いまして、今後の賃金、物価等を含めて非常に著しい変動があるような事態が起こるということになれば、これはえさの問題も含めてあるわけでありまして、そういう事態になったときには、これはやはり畜産審議会を開いて検討はいたさなければならぬのではないかと、こういうふうに私は考えるわけでございます。

○芳賀委員 年度内における加工原料乳補給金法による第十一号第八項の改定事項の発動について、大臣の御熱意は先般来私も承知しておるわけですが、当然四月一日の保証乳価に計上すべき一番大事な生産者の所得とも言われる自家労働の上昇分が未確定要素ということで計上されていないわけですね。だから、それを判明の時期に四月一日にさかのぼって速やかに計上するということになれば、たとえば六月に判明すれば、その時点でたとえばキロ当たりしてこれだけの分が労働賃金の上昇分であるということで、それを追加計上する。それがどうしても至難であるということになれば、むしろ四月一日告示の時期を諸般の算定要素が整う六月なら六月まで二カ月ずらして、その時点で計算するということができれば、いわゆる牛乳年度というものは、現在四月一日に始まる牛乳年度と異なるわけですが、六月の方が正確なものであるということであれば、牛乳年度の開始時期を毎年六月一日に開始をして、翌年の五月末をもって終わるということにすれば、これ

はやはり一年間の牛乳年度ということになると思ふのです。

だから、むしろこれは大臣の判断によつて二カ月ずらした方がその年の労働賃金が十分掌握できるし、あるいは政府の新しい予算実施の時期にもなるし、あるいは物価の上昇等についても労働賃金が固まればそれに影響を受ける部門というものは出てくるわけですから、四月一日告示よりも、むしろ六月に年度を開始するというこの方が的確な計算ができるのではないかと、これは私見ですけども、私はそう思ふ。

結局、さかのぼって計上して実行するか、年度の開始時期を二月なら二月延ばすかということしかないと思ふのですが、その点はどうか。

○安倍国務大臣 私は、農産物の価格の決定につきましては、一番新しいデータといえますが、直近の生産費の動きというものが正確に農産物価格の中に反映していく姿が正しいのではないかと、再生産を確保するといった意味におきましてそれが正しいのではないかと、こういうふうに基本的な思ひでおるわけでございます。したがって、この乳価の決定につきましても、三月三十一日までを決めるということが再生産を確保するという眼目を果たして貰うかどうかということについては、私は、一つの問題も残しておるんじゃないかと、いま御指摘がございましたように、労働賃金等の五十年度の動きというふうなものは未確定要素として入れていないわけでございますから、そういう問題も十分議論をする余地があるんじゃないかと、と、そういうふうに思つておるわけでございます。

ただ、二カ月ずらすといういまの御意見ですが、これは私はまだはっきりお答えできないわけですが、これは法律改定の問題に結びついていくんじゃないだろうかとも思ふわけでございます。で、こういう問題等はやはり国会の御意見もござりますし、また、畜産審議会等の審議でもおそろく相当この議論もされておるんじゃないかと思ふますが、そういう御議論等も十分拝聴をいたしま

して今後政府として決めていくべき筋合いになってくるんじゃないだろうか、私はそういうふうに考えておるわけでございます。

ただ労働賃金だけをとりえて、労賃が上がったからといって六月、七月に変えるということにつきましては、先ほど申しましたように、経済の著しい変動という中において、労賃もその中の一環としてとらえて、現在の法律の中の改定条項というものも研究していく必要がある、こういうふうに私は考えます。

○芳賀委員 大臣、私の言っているのは年度途中の価格改定の問題ではなくて、年度初めに農林大臣が告示すべき保証乳価の決定と告示の時期については、一番正確な資料が整備される時期を選んだ方がいいのではないかと、このことを言っているのです。生産者にとつては、自分の家族が働いた一年間の家族労働の報酬の上昇すべきものが未確定要素ということで取り上げられないということ、これは一番がまんがでないところですからね。そのことを言つておるわけですね。そうしておいて、さらに、一年間の間に経済変動が顕著な場合においては価格改定事項を発動するということについては、これは大臣のお話になったとお

り。大臣、とにかくこれは大きいんですよ。キロ一円にしても、搾乳牛一頭について五千キロということになれば、一頭五千円ですからね。先ほど指摘したとおり、四十九年度の自家労働費の不足分が大抵六円九十二銭ということになれば、まあ七円でしようが、そうすると、五千キロということになれば、一頭について三万五千円ですから、十頭で三十五万円ですよ。二十頭の搾乳牛であれば七十万円。こういう当然受けるべき労働費というものが未確定ということでは片づけられて、毎年毎年それが未払いになっておるわけですね。これが北海道等における酪農家の赤字の最大の要因であるというふうに指摘することができると私は思ふのです。これは安倍大臣の攻める農政の中において、五十年度は自家労働の上昇分は絶対に乳価

の中に算入をするということではひやうてもらいたいと思います。

それから、次の問題は、先ほども若干触れましたが、えき代の問題ですが、これを購入飼料と自給飼料に区分して購入しておくわけですね。ですから、計算の基礎も違ってくるわけですね。購入飼料と粗飼料を中心とした自給飼料については、なるほど性格は違いますが、これはとにかく生乳の再生産を円滑にするための大事なエネルギーということになるわけでありまして、先ほど言いました可消化養分総量の換算方式というものを畜産局も持っておるわけですね。いまでも購入飼料は濃厚飼料で、自給飼料は粗飼料でありまして、これを可消化養分総量で換算すれば、同一単位の飼料単位というものを求めることはできるわけです。その換算された飼料単位に対して一定の飼料価格、単価をいうものを乗じた場合においては、それが粗飼料であっても、濃厚飼料であっても、購入であらうが、自給であらうが、やはりえき代の正しい評価というものはそれによって明快になるわけでありまして、これはもう研究の必要はないのですよ。これは畜産局においても担当官はそういう換算をした資料を持っておられ、昨年の当委員会においても、私の要求によって可消化養分総量による換算と、それを評価した場合の金額表というものはすでに出されておるわけですからね。要は、実行するかしないかということになるわけですね。

○安倍国務大臣 技術的な問題につきましては、いまさら私が答弁するまでもなく芳賀先生よく御承知のとおりでありまして、これは検討していかねければならぬと思うわけでございますし、事務当局の話等も聞いてみますと技術的にも問題があるというふうなことでございまして、まあ、今回の措置はこれまでの方向に従って算定をいたしたような次第でございます。

○芳賀委員 いや、農林大臣は経過を御存じないのですよ。これが昨年当委員会に提出された可消化養分総量による換算表なんですよ。これは単に数量の換算だけではなくて、これを同一単価で評価した場合に、濃厚飼料で幾らになる、粗飼料で幾らになる、そして合計したものが幾らになると出ているわけですからね。——何もおまえさんに聞いているわけじゃない。あなたがそばにおいて、内容がわからぬで大臣につまりかぬことを進言するから、むずかしいとか、まだできておらぬということに。これは去年ももうできておるじゃないですか。去年も澤邊君が畜産局長でしよ。私からこれは後で大臣に資料にして一部お貸ししますけれども、そばに座っておいて、けしからぬですよ。すべてにおいて安倍農政の攻める農政の足を引く張るためにあなた方はそばに取り巻いておるのじゃない。けしからぬじゃないか。

大臣、これはぜひ内容を精査して処理してください。これはもうむずかしいとかできないというもののじゃないのです。これはちゃんとあるのですから。わかれれば安倍大臣に期待しておるのです。あなたの時代でないとこれはできないのですから。そういうことで、これはぜひ明快に処理してもらいたいと思うわけですね。

○安倍国務大臣 内容を精査いたしまして、検討いたします。

○芳賀委員 ぜひ迅速にお願いします。

それから、もう時間がないですが、もう一つだけ伺いますが、先ほども大臣に申し上げましたとおり、この保証乳価を計算する場合、搾乳牛一頭当たりの生産費というものを——これは統計情報

部にありまして、その一頭当たり一年間の平均的な生産費をその搾乳牛一年間の生乳の生産数量で割ったものがこの百キロあるいは一キロの保証乳価ということになるわけですが、そのやり方については、先ほど申しましたとおり、実際の搾乳量というものを三・二%の乳脂率に換算して、ことしの場合には実際の乳量よりも二%水増しをして、四千六百二十四キロというものが五千百七十七キロになる。つまり、五百五十三キロ架空にふえておるわけですね。だから、先ほど言いましたとおり、この計算で言うところの二%乳価を低減させるような働きをこれはしておるので、これは一キロに当たって九円二十九銭乳価が下がるようになるのではないかとこの指摘したわけですね。

【委員長退席、坂村委員長代理着席】

これをあくまでも三・二%にそろえなければならぬということになれば、この際農林大臣から——道三県の場合には平均の乳脂率は大体三・四五%ぐらいになっておるわけですね。ですから、二・五%ぐらいの乳脂率はふえておるわけですね。だから、計算上二%水を入れて乳量をややすの牛乳にすれば、これを実行する場合には、生産者の牛乳についても、一二%生乳に水を入れて同じ数量にしなければならぬこれは実行できないですね。政府は水増しをして乳価を下げる、生産者は水増しをしてはならぬということになれば、これは単に乳脂率の〇・一%当たり一円分の加算にしか取引上ならぬわけですからね。そうすると、たとえば土台になるキロ当たり七十円というものは全くもう削減されてしまうわけですね。あくまでもこれでいくということになれば一二%水を入れさせて、百キロについては一二%水を入れれば、百十二キロに牛乳を薄めて持つていけば農林省のこの計算に当てはまるのですよ。そういうことでござい

る必要はないと思うのですけれどもね。

だから、この点については、実際の搾乳牛一頭当たりの平均乳量というものを分母にして一キロ、百キロの保証乳価というものを計算すべきで

はないか。このまま強行すれば、当然われわれは水を入れて三・二%に薄めて出荷しなさいということになる。そうやってからといってあなたの方でけしからぬと言わねばいかぬでしょう。自分が水増しの計算をしているわけですからね。酪農の皆さんももう窮迫の土壇場まで来ておるわけだから、政府がインチキをしたりごまかしをした場合には、それと同じ手法で自己防衛をしなればならぬということにもなりかねないわけですから、この点も、わが信頼する安倍大臣のもとにおいて明快にしたいと思うのですよ。これも精査した結果でもいいですよ。これは大変なことになるわけですから……。

○安倍国務大臣 この点につきましても、私も事務当局からいろいろ聞きまして判断をいたしたわけでございますが、生乳の取引が従来から三・二%という基準で行われておるといふふうなことで保証価格にこの基準で当てはめたわけでございますが、取引の当事者間におきましては、この三・二%を前後する場合においては、これに対して自主的に決める。先ほどお話しがありましたように、北海道等については〇・一%当たり一円出すというふうなことになるというところでございまして、これはいままでの慣行という問題もあるわけでございますので、今回は私の判断で脂肪率三・二%換算乳量ということで行ったような次第でございます。

○芳賀委員 大臣、これはあなたの判断はまだ未熟だと言つては非礼だけれども、とにかく実際の生乳に一二%水を入れなければ三・二%にならぬでしょう。平均にして乳脂率が三・四五%ですからね。だから、〇・二五%だけ乳脂率が薄まるようにするために、結局脂肪だけに農林省はこだわっているわけだから、水を一二%入れる以外に方法はないわけですよ。いいですか。入れない場合は、本物の牛乳を持っていても乳脂率だけ——高須君、何がおかしんだ。そういうふうな態度で国会に臨むからこういふことになるんですよ。これは全部大臣にマイナスをかせがせるだ

けじやないですか。

取引の慣行というのは、政府が食糧で買い入れた米価の場合は、たとえば三等を建て値とか四等を基準ということで買い入れ価格を設定するでしょう。ですから、四等米に対して、それが基準であれば、三等米を政府に売り渡した場合においては一俵当たり百二十円とか二百円の格上げをして買い入れをするわけですからね。これはそれと同じなんです。取引の基準というものを乳脂率三・二%で七十円二銭にすると、それよりも〇・一%脂肪が多い場合にはただの一円ということになるんですからね。それは水増しになっていないわけですからね。農林省のやつは一二%水を入れて薄めて、乳価を下げる場合に、四千六百キロのやつを五千キロに水を入れて薄めているんだからね。農林省が薄めて低い乳価を決めるのであれば、生産者もそれと同じように一二%水を入れて薄める。そうすれば、三・四五というのは当然これは三・二%の規格牛乳ということになるわけだ。結局そこまできなければならぬことになるんです。取引の慣行なんというのは、これは基準価格というものの乳脂率三・二%ということとで、これを標準にしているだけですからね。その点を大臣において十分説明してもらいたいと思うのです。あなたが勉強して詰めれば、いろいろの問題が次から次へと出て、なかなか責めるところまでいかぬですよ。この矛盾はぜひ安倍さんのもとにおいてやってみてもらいたいと思うのです。

○安倍国務大臣 いまいろいろ御意見を聞いてみますと、やはりそれだけの理論的な基礎もあるようにも思うわけですが、現在の取引の慣行基準というのに従って農林省として試算したわけですが、これに対していま直ちにこれを改めるという御意見でございますが、今回につきましては、現在の慣行というものを基として換算をする以外にない、そういうふうな考えでございます。

○芳賀委員 きょうは時間になりましたけれど、きょうだけが委員会じゃないから、まだ先が

あるわけですから、十分これは検討してもらいたいと思います。

これで終わりますが、先ほどから指摘した家族労働費の五十年アップ分とか、あるいはいま言った搾乳量を水で薄める問題とか、あるいはまた先刻申し上げました乳牛の償却費とかいうものだけを取り上げても、たとえば家族労働費が二〇%のアップした場合は六円九十銭、搾乳量を正確にやった場合は六円九十銭、それから乳牛の償却費を去年どおりやった場合には一円七十七銭、これだけでキロ当たり十四円二十一銭出てくるわけですからね。それに先刻申しました四十九年の自家労働の支払いがまだ行われておらない分が七円二十六銭、これは未払い分になっているわけだから、こういうものを合算するとキロ当たり二十一円四十七銭というものが、四十九年を別に処理するということになればそれが七円二十六銭、それから新年度の保証乳価計上について、重要な点だけで十四円二十一銭これは計上漏れがあるというふうなことになりますので、明日の夜までには大臣の手元において十分検討されまして、生産者の満足できる乳価あるいは豚肉の安定価格が決められるということとをわれわれは熱意を持って期待しているわけですから、ぜひ十分な取り組みをすべきであるということを申し上げて、きょうはこれで終わります。

○坂村委員長代理 中川利三郎君。

○中川(利)委員 わずかな時間ですので、豚価についてお聞きしたいと思うのですが、昭和四十九年度の生産費調査で、豚を飼養した場合の利潤が一頭当たりについて平均百四十八円のマイナスになっているわけでありまして、

そこでお聞きしたいのは、なぜこのような状態になったのかという、その主な理由が一つ、利潤が出るためには何頭くらい飼養規模が必要なのかという、この二つの点をまずはお聞きをしたいと思っております。

○吉岡説明員 四十九年度の肥育豚生産費で、一日当たりの家族労働報酬が前年に比べて五

三・八%減ということになっております。それから、いま御指摘の点は、粗収益から生産費の総額を引きまして、いわば企業的な計算をした場合の利潤が四十九年度の調査では百四十八円というマイナスが一応立っております。

〔坂村委員長代理退席、委員長着席〕

この原因といたしましては、素畜費と飼料費が全体のコストの中で九割のウエートを占めておりますが、素畜費が前年に比べて四・四%の増加を示しておりますが、飼料費が、特に配合飼料の値上がり非常に大きかったために三八・七%前年よりも上がっておりますというふうなことで、結果といたしまして、企業的な計算をいたしてみれば、こういうことでございます。

飼養頭数別の規模で見ますと、九十九頭以下のところでは利潤計算にマイナスが一応立っておりますが、百頭以上の階層ではプラスになっております。百頭から二百二十九頭までの階層では百八十九円、三百頭以上では二百九十円というものが肥育豚一頭当たりの利潤計算でございます。

○中川(利)委員 いま御指摘もありましたように、えさの値上げは、生産費の調査期間だけを見ましても、昭和四十八年の九月と四十九年の二月の値上げだけでも六二%も大幅な上げになっているわけですね。ところが、資料的にいろいろある過去の状態を調べてみますと、たとえば昭和四十二年以降利潤がプラスになっている規模は、どんな悪い状態でも大体二十頭ぐらあれば利潤が出た。ところが、いまの御説明では、百頭以上なければわずかながらでも利潤は出ないのだという御説明なんですね。

ところで、百頭以上の規模層というものは、私は調べてみましたが、昭和四十八年二月の統計でも、飼養農家の戸数全体のたつた六・四%にしかならない。ですから、九十数%の農家の方々は全く間に合わないというが、利潤が出ない。経営の規模が出ない。したがって、健全経営という限りにおいてそれが可能だという展望が全く出ないわ

けでありますから、先行きの不安というものは全く取り除かれないことになるわけですね。昨年は何人かの悲しい養豚農家の自殺者も出たわけですが、そういうような計数的にも明らかに年々お困りの状況の中でも、昨年審議会を開いて、年度内の改定をせよという改定要求をいろいろな農民団体から受けたわけでありまして、ところが、それに対して政府は拒否して、先ほど大臣は死文化している法律だったというふうな言い方をしておりましたけれども、農民の要求なり、そういう事実上明らかになっているいろいろな計数の中でそれを付けているということですね。

そこで、私はお聞きしたいのは畜安法の第四条に言う改定ですが、政府は一体どんな条件のときにこれを改定するのか、具体的に伺いたいと思っております。

○安倍国務大臣 この問題は、政府が再改定をするというふうな立場に立つときは、いわば生産、流通の情勢あるいは再生産の確保が著しく阻害をされるとき、あるいはまた物価、賃金の異常な変動があるとき、そういうふうな全体的、総合的に判断をして、著しい経済の変動があったときというところで、総合的な判断というものがこの法律における基本的な認識ということになっておるわけでございます。具体的にこれが基準というものがあるわけではないわけでございます。

○中川(利)委員 法律の趣旨から言いますと、経済に著しい変動があるときはもちろんですが、その「おそれがある場合」と、「おそれ」という言葉も出てくるわけでありまして、そうすると、農家総数の六・四%しか利潤が出てこない。あと九十何%層の農家は全く展望を持ってない。拡大再生産はできない。まして、えさの値上げが、皆さんの言う基準年度の中におきまして、生産費調査の四十九年度の調査におきまして、べらぼうに一六二ばかり上がっておりますけれども、しかし、豚価の価格の上限、下限を見ましても、たつたの六しか出ていない。こういう状況なんで

すね。総合的に見た場合と言うけれども、そういうおそれがこういう実態の中ではつきり出たにもかかわらず、皆さんの方では、審議会を開こうとして、年度内の改定をおやりになるうしなかつたわけですね。したがって、今度はやるんだと言つても明確な基準がないということでありましたならば、農民はそこをどう信用したらいいかという問題が出てくると思うのです。

したがって、いままでの反省なりそういうものでもし本物であるならば、ここにおいて一応具体的な説明ができれば農民に対して申し開きができるにあらうと思うので、この点について責任ある回答を私は開かなければならないと思うのです。

○安倍国務大臣 豚の生産農家につきましては、御指摘がございましたように、四十八年は大変な厳しい状態であつたことは私もよく認識しておるわけでありまして、そういう観点から、四十九年におきましては大幅な安定価格の上昇を行つたわけでございますが、最近におきまして養豚農家あるいは酪農農家につきましても、状況は相当好転をしておりますというふうに判断をいたしておるわけでございます。

しかし、この価格決定に当たりましては、畜産農家の方々が再生産を確保できるということを大前提にいたしまして価格の決定を行ななければならぬことは当然であると思うわけでございまして、畜産審議会におきましても現在審議を行つていただいておりますけれども、この審議会の答申を得た後に、国会等の御議論も十分背景に踏まえて決断をいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 いままで法律はありながら、その「おそれ」という言葉もありながら、全くこれを死文化させてきたことは政府に責任があると思ふのです。したがって、審議会のいろいろな意見を聞いて考えますけれども、具体的にそれをどうする場合にどういうふうに発動するのかというところは、当然基準みたいな一つの規範がない

ければならないと思うのですけれども、この点についてはどうかということが一つと、それから、今年度内にたえば相場がうんと変わつてきたとか、あるいはえさが非常に深刻な状態になつたとか——これは海外要因ですから皆さんがどうのこうの言つてもしょうがないことですが、そういういつた状態が出たときには改定というものを考えるかということ、この点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○安倍国務大臣 年度内の再改定につきましては、法律にも明文されておるわけでございまして、これについては総合的な判断で行うということになつておるわけでございしますが、今日までこれをいたした経験というものはないわけでござい

ます。しかし、再生産を著しく阻害するという状態は一体どういう基準をとつて言うのかということになりますと、これはあくまでも総合判断ということになつておりますので、それだけに農家の皆様も理解がたい点もあるのではないかと思ふわけでございします。そういう点から、経済に著しい変動がある場合とか、あるいは変動のおそれがある場合といったことについては一つの基準のようなものをつくる必要があるのではないかと、いろいろ考へておりました、これについては要素をどういうふうにとつてくるか、なかなかむずかしい問題もあるわけでございしますが、いま研究をさせておる段階でございます。

同時に、また、五十年年度中にそういう変動があつたときはどうするかということもございします。これにつきましても、畜産審議会の豚価における附帯決議におきましても、著しい変動のあつた場合は畜産審議会をもう一回開いて再検討しろという附帯決議がなされておるわけであります。

これは物価、賃金あるいは飼料等につきましても、おっしゃるやうに今年度は大体安定をしていくだろうというふうに私たちとしては判断をしておりますが、世界の市況もあるわけで、生

産情勢もあるわけでございしますから、そういうふうに移すかどうかはわれわれの判断だけではなかなかわからぬわけですから、そういうことも踏まえて、附帯決議等もありますから、私たちは十分配慮していかねばならぬ、こういうふうに考えるわけでございします。

○中川(利)委員 そのことはそれとして、もう一つお聞きしたいことは、昨年の深刻なえさ値上げのときに、あの場合には年度内の改定をしないうち、今回の状況を見ますと、えさの値下げ分として八千円を盛り込んだというわけですね。このうらときは早速盛り込んでおるわけですね。私は、これは農民のことを考えない不当なものであるというふうに考えるわけですが、そのことの論議はそれといたしまして、そこで、この値下げの部分と盛り込まなかつた場合には、基準価格あるいは上位価格は幾らになり、何%アップになるのかということをお聞きしたいと思ふので

す。

○高須政府委員 数字を申し上げます。

上の方の価格が六百八十二円十三銭、それから下の方の基準価格でございますが、五百五十八円十一銭、一〇%のアップになります。

○中川(利)委員 現行価格に対して値下げ分を含めないと、どつちも一〇・一%あるは一〇%アップになるというお話しいたしますと、安定基準価格にして五百五十八円十一銭ですね。そして、安定上位価格にして六百八十二円十三銭ということになると思ふのです。そうしますと、今後値上げをやるかもわからないというよりないいろいろな不確定要素があるわけでありまして、いまのところだけで値下げ分を織り込むなんて不当なことはやめてどうか、まあ織り込んだと仮定いたしましたも、当然この部分までは値上げするとい

うか、アップすることができ、そうすべきじゃないかということですね。

先だって、三月上旬のことでありましたが、実勢相場がキロ当たり六百九十円になった当時、農民

の方々がよくこれでやるのだ、これからひとつやるのだということまで意気込んで、大変喜んだというふうなお話もありましたが、したがって、いまの一〇%アップの程度のものは最終的に政府は、当然これだつて不足なわけでありませんが、お示しできると思ふのですが、これは農林大臣いかがでございますか。

○安倍国務大臣 これは四十九年度の豚価、乳価を決定するに当たりまして、実は二月、三月分の飼料の値上がり分をこの中に含めておるわけでございします。確定要素として含めておる。したがつて、今回におきましては、五十年年度におけるえさの四月からの値下がり分を乳価、豚価において含めたわけでございまして、確定要素を含めるといふ今日までの算定の決定の中においてこれを行つておるわけでございしますが、しかし、一つの御意見ではあると思ふわけでございします。

これは畜産審議会等におきましてもいろいろと御議論もあるところであると思ふわけでございまして、畜産審議会の意見等が答申の形で出ました段階で、どういうふうな御意見が出るか、いまのところはつきりしておらないわけでございしますが、畜産審議会の意見等も尊重して、適正に再生産が確保せられるという形で決めていきたい、こういうふうに私は考えておるわけでござい

ます。

○中川(利)委員 そうすると、いまの農林大臣の答えは、大体その程度の言い分はわかるから、それは十分考えてもいいということに理解してよろしいかどうか。その一〇%アップの実現——今回はです。今回はその程度のことは理解できるといふ趣旨だと思ふのですが、この点の確認と、もう一つは、全農は四月一日から値下げを実施するといふことが確定したということが先ほどのあなたのお話にあったやうであります。商社系がまだ何か決つていないという話も聞いているわけでありまして、そうなりますと、農林省として問題が出ると思ふのでありますが、農林省としてはどういう指導をお考えになっておるのか、こ

のところだけをお聞きしておきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 先ほどお答えをいたしましたのは、確定分については、これまで、上がるにしても下がるにしても価格の中に組み込んでいく、したがって、農林省としては、ことしもそういう考え方のもとに試算を出しておるわけですが、畜産審議会等の意見も十分お聞きして、その段階になって決定をいたしたいということでありまして、いまお話しのように、積極的にこれをとっていくのか、農林省がいま試算をいたしたその値下げ分をそれではとのかとおっしゃられても、私の考えとしては、農林省として自信を持って提出をいたしました試算でございますから、これで行つてもいいというのがわれわれの判断でございますが、同時に、また、全農の値下げ分について商社に対してもどうするかということこれはひとつ積極的に行政指導をいたしまして、商社等についても値下げを行わせたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 最後に申し上げたいことは、あなたは、従来、えさの値上がりの場合、それを十分織り込んだと言いますが、確かにその時点では織り込んで価格算定をしましたが、その年度内に何回かの値上げがあるわけですね。そういうものは全く計算の中に含まれない、そういうことの中で養豚農家が非常に苦しんだということが実態であるわけでありまして、今回値下げ分があつたからいきなりそれを織り込んでしまふ、今後の値上げについてはよくわからないというようなことでは、何か、全然農民の立場に立たない考え方のように私には考えられるわけでございます。

そういう点で、いま非常に重要な時期に差し加つてきておられますし、農民の立場に立つたということでは何ばか安倍さんが期待を受けておるわけでございますから、ひとつ、しかるべく、今度の三月三十一日に関税の減免ですね。あの問題を合めて、これをいま延長するかどうかという問題もありまふけれども、農民サイドということではさらに強くお願いするというよりも、要求をしまし

て、質問を終わらせていただきます。

○澁谷委員長 この際、畜産問題に関する小委員長より、小委員会の経過並びに畜産物の価格等に関する件について発言を求められておりますので、これを許します。坂村吉正君。

○坂村委員 畜産問題に関する小委員会における審査の経過の概要について御報告申し上げます。小委員会は去る二月十三日の本委員会で設置が決定され、同日十三名の小委員が指名され、私が小委員長を務めることになったのであります。

第一回の小委員会を三月十七日に開き、政府から最近における畜産業の概況につき説明を聴取した後、これと関連して、島田、芳賀、諫山及び瀬野の各小委員が質疑を行いました。

次いで、本日第二回の小委員会を開き、政府から昭和五十年度に適用される加工原料乳保証価格及び豚肉の安定価格等に対する政府試算並びに生乳、肥育豚及び肥育牛の生産費調査結果等を聴取した後、これと関連して、今井、芳賀、美濃、島田、諫山、瀬野の各小委員が質疑を行いました。質疑終了後、小委員会におきましては、本問題の緊急性にかんがみ、二日間にかつたる質疑の過程で各小委員から問題点として指摘された事項を、ただいま委員各位のお手元に配付しております。この結論として取りまとめ、政府にこれら事項の実現を督促することとした次第であります。

以下、その結論を朗読いたします。

一、畜産物の価格等に関する件(案)
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び畜産物の価格安定等に関する法律に基づく加工原料乳保証価格及び豚肉の安定基準価格等の決定にあつて、政府は、左記事項に留意し、適正価格の実現等に万遺憾なきを期すべきである。

記
一、加工原料乳保証価格については、生産コストの上昇を適正にありこむとともに、家族労働費については、製造業労働費が適正に反映さ

れるよう評価し、生乳の再生産確保が図られる水準に引き上げることを。

また、自給飼料費の算定については、可消化養分総量に換算して評価するよう検討すること。

二、飲用原料乳については、消費の拡大を図るとともに生乳の長距離輸送等に対する施策を一層強化すること。

三、豚肉及び牛肉の安定基準価格等については、生産コストを適正にありこむとともに、家族労働費を適正に評価する等所得の補償に十分配慮し、その再生産確保が図られる水準とする。

四、加工原料乳保証価格並びに豚肉及び牛肉の安定基準価格等に対する年度内改定の発動基準を早急に検討すること。

五、畜産物の輸入については、国内の畜産物価格に悪影響を及ぼすことのないよう適切な規制措置を講ずること。

六、最近の飼料原料価格等の動向にかんがみ、配合飼料価格等の適正な値下げが行われるよう厳格な行政指導を実施するとともに、飼料の安定的供給を図るため、草地造成の拡充及び飼料作物の増産対策に対する抜本的な諸施策を確立するほか、国内備蓄体制の強化拡充等に努めること。

なお、政府取扱い飼料については対象品目と取扱数量の拡大等につき、適切な措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ、本日的小委員会において取りまとめました結論を本委員会の決議とされますようお願い申し上げます。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○澁谷委員長 起立総員。よって、本動議は委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議に対して、政府より所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍国務大臣 ただいまの御決議につきまして、十分検討し、適切に対処すべく努力いたす所存でございます。

○澁谷委員長 ただいまの決議について、議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう取り計らいます。

○澁谷委員長 まず、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○安倍国務大臣 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

畜産の振興を図るためには、家畜衛生、特に家畜の伝染性疾患の発生を予防し、蔓延を防止することが基本的要件でありますので、従来から、家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の伝染性疾患の防遏に絶えざる努力を払ってきていますところでありまふ。

近年におけるわが国の家畜の伝染性疾患の発生状況をみると、おおむね平穏に推移しておりま

すが、海外との人的、物的交流が近時一段と増大しているため、海外において流行している家畜の伝染性疫病の侵入機会が増大しており、昭和四十八年十一月末には、わが国において初めて豚水泡病が発生いたしました。そのときには、緊急措置として、本法第六十二条に基づく政令を制定し、本法の規定を準用し、迅速的確なる防遏措置を講じた結果、幸いにしてその後の発生はなく、事なきを得たわけでありましたが、その病性、伝播性等にかんがみますと、今後家畜伝染病予防法に基づき強力な防疫体制の中に本病に対する防遏措置を恒常的に組み入れ、緊急事態に備えておく必要があると考えられます。

また、長年にわたり法に基づく定期検査の徹底により蔓延の防止を図ってまいりました牛のブルセラ病及び結核病につきましては、近年その発生数もきわめて少数にとどまるなど、清浄化が図られてきております。

このように最近における家畜の伝染性疫病の発生状況等にかんがみ、現行規定を改め、家畜防疫の適正なる運営を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、先般わが国において初めて発生した豚水泡病を家畜伝染病に追加するとともに、その患畜及び疑似患畜を殺処分命令及び死体の焼却等の義務の対象として追加することとしたこととあります。

第二は、牛のブルセラ病及び結核病の蔓延防止のために実施している検査制度の合理化を図ることとしたこととあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速かに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○滋谷委員長 次に、飼料の品質改善に関する法

第一類第八号 農林水産委員会議録第十六号

昭和五十年三月二十八日

律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

【本号末尾に掲載】

○安倍農務大臣 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

飼料の品質改善に関する法律は、飼料の統制撤廃直後の昭和二十八年にふすま、魚粉、油かす等農林大臣の指定する一定の飼料の検査、登録等を行い、その品質を保全し、その公正な取引を確保することを主な目的として制定され、その後昭和三十一年に登録の基準となる公定規格等に関する事項等を追加することと内容とする改正が行われ、現在に至っておりますが、その間、飼料の検査、登録等を通じてわが国の飼料の品質改善に大きな役割を果たしてまいりました。

近年における飼料等をめぐる諸情勢を見ますと、畜産物の需要の増大とこれに対応する生産の拡大に伴い、畜産経営においても、多頭化、集団化等飼養形態の変化が進むとともに、飼養管理技術も進展し、飼料の種類、品質、給与の実態等も大きくその姿を変えるに至っております。これに対応して、飼料の栄養成分に関する品質の改善をより一層強化することが強く要請されております。

また、最近におきましては、食品の安全性という観点から、畜産物のみならず、生産資材である飼料及び飼料添加物についても、その使用等が原因となつて人の健康を損なうおそれがある畜産物等が生産されることを防止したり、家畜等に被害が生ずることにより畜産物等の生産が阻害されることを防止することが緊急の課題となつております。

しかしながら、現行の飼料の品質改善に関する法律は、もっぱら家畜家禽に対する飼料の直接的な栄養効果の確保の面での品質改善を主たる内容とするものであるため、このような多様な要請に適切に対処することが困難な事情にありまます。このため、これまで所要の行政指導等の措置により、これらの事態に対処してきたところでありますが、これらの措置をさらに徹底するため、飼料及び飼料添加物の製造、流通等に関する規制等に関し法的な整備を行うことがきわめて重要であります。

政府といたしましては、このような観点から、飼料及び飼料添加物の安全性の確保と飼料の栄養成分に関する品質の改善等を一促進するのに必要な措置を講ずるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、内容の改正に伴い、題名を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に改めるとともに、本法の規制の対象とする飼料及び飼料添加物の定義規定を整備したこととあります。

第二は、農林大臣は、飼料の使用が原因となつて人の健康を損なうおそれがある有害畜産物が生産されることを防止し、または家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、飼料または飼料添加物の製造の方法等の基準及び成分の規格を定めることができることとし、この基準または規格に合わない飼料及び飼料添加物の製造等を禁止する制度を新設したこととあります。

また、これに関連して、この規格が定められた飼料または飼料添加物のうち一定のものについては、その販売に当たり、農林省の機関または農林大臣が指定した者が行う検定を受けなければならないこととしております。

第三は、農林大臣は、有害畜産物が生産されることを防止するための措置として、有害な物質を含む飼料または飼料添加物等の販売を禁止することとができる制度を新設したこととあります。

第四は、農林大臣は、有害畜産物が生産されることを防止するための措置の実効を確保するため、これに違反して飼料または飼料添加物が販売された場合における応急措置として、当該飼料または当該飼料添加物の廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる制度を新設したこととあります。

第五は、第二で述べた製造の方法につき基準が定められた飼料または飼料添加物の製造業者は、その製造を实地に管理させるため、一定の資格を有する飼料製造管理者を置くことを義務づける制度を新設したこととあります。

第六は、飼料の公定規格制度を改善することによりまして、栄養効果の確保の面での良質飼料推奨制度としての同制度の意義をさらに明確にし、うとするものであります。

すなわち、従来、飼料の公定規格は、これを任意登録の基準とすることにより、飼料の栄養成分に関する品質の改善に多大の役割を果たしてきたところでありますが、今回、最近における飼養管理技術の進展等に対応して公定規格の項目を拡充するとともに、公定規格に適合しているか否かを一層厳密に識別するため、従来の登録制度に加え、農林省の機関または農林大臣が指定した者等が公定規格が定められた種類の飼料について公定規格による検定を行うこととし、これに伴い所要の規定を整備することとしたものであります。

第七は、飼料の消費者が、その購入に際し、その栄養成分に関する品質をより正確に識別することができるよう、その表示制度を拡充したこととあります。

すなわち、従来は主として登録飼料について表示を義務づけていたところでありましたが、今回は栄養成分に関する品質を識別することが必要な飼料についてはすべて表示を義務づけることとするとともに、その内容についても畜産経営における飼養管理技術の進展等に対応したものとなるよう充実することとしたものであります。

以上のほか、第二及び第六で述べた検定を適正

かつ迅速に行う体制を整備するため、指定検定機関の制度を新設することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○滋谷委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十三分散会

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九 豚水泡病

第十七条第一項中「豚コレラ」の下に「豚水泡病」を加える。

第二十一条第一項第一号中「アフリカ豚コレラ」の下に「豚水泡病」を加える。

第三十一条第一項中「都道府県知事が省令で定める方法により」を「省令で定めるところにより、都道府県知事が」に、「及び」を「若しくは」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における家畜の伝染性疾病の発生状況等にかんがみ、豚水泡病を家畜伝染病に追加してそのまん延の防止のための措置を講じ得ることとし、あわせて牛のブルセラ病及び結核病に係る検査制度の合理化を図る必要がある。これが、この法律

案を提出する理由である。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案
飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 飼料の製造等に関する規制（第二条の二・第三条の八）

第三章 飼料の公定規格及び表示の基準（第三条の九）

第四章 指定検定機関（第十条・第十五条の七）

第五章 雑則（第十六条・第二十六条）

第六章 罰則（第二十七条・第三十二条）

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。
（目的）

第一条 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。
この法律において「家畜等」とは、家畜、家禽その他の動物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

第二条第三項中「飼料」の下に「又は飼料添加物」を加える。

物」を「の製造」の下に「（配合及び加工を含む。以下同じ。）」を加え、「者を用いる」を「者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物で、農林大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第二条の次に次の一章及び章名を加える。

第二章 飼料の製造等に関する規制

（基準及び規格）

第二条の二 農林大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

（製造等の禁止）

第二条の三 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用する。

二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。

四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

（検定及び表示）

存し、又は使用すること。

二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。

四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定める（以下「特定飼料等」という。）は、農林省令で定めるところにより、農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付けられているものでなければ、販売してはならない。

2 前項の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林省令で定める。

3 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

（合格の表示の禁止等）

第二条の五 農林省の機関及び前条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 農林省の機関又は前条第一項の農林大臣が指定した者は、特定飼料等について同項の検定を行い、これが第二条の二第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合している場合でなければ、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項の表示を付して

はならない。

3 前条第一項の表示の付してある容器又は包装材料は、その表示を除去し、又はまづ消した後でなければ、再び特定飼料等の容器又は包装材料として用いてはならない。

(有害な物質を含む飼料等の販売の禁止)

第二条の六 農林大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて有害な物質が生産されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。

一 有害な物質を含む飼料又は飼料添加物
二 病原微生物により汚染された飼料又は飼料添加物

三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

(廃棄等の命令)

第二条の七 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて有害な物質が生産されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要の限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第二条の三第二号から第四号までに規定するを命ずる飼料又は飼料添加物

二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第二条の四第一項の表示が付されてないもの

三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物

(飼料製造管理者)

第二条の八 第二条の二第一項の規定により製造

第一類第八号 農林水産委員会議録第十六号

の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者(農林省令で定める者を除く)は、その飼料又は飼料添加物の製造を営地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に關し農林省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならない。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2 飼料製造管理者は、当該事業場において、その管理に係る飼料又は飼料添加物の製造につき、この法律又はこの法律に基づく処分違反が行われないように必要な注意をしなければならない。

3 第一項に規定する製造業者は、飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となつたときは、一月以内に、農林大臣に、飼料製造管理者の氏名又は自ら飼料製造管理者となつた旨その他農林省令で定める事項を届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

4 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

第三章 飼料の公定規格及び表示の基準

第三条を削り、第三条の二の見出し中「の設定」を削り、同条第一項中「第一条に規定する目的を達成する」を「飼料の栄養成分に関する品質の改善を図る」に、「成分量」を「栄養成分量(飼料が含有しているたん白、脂肪その他の栄養成分を百分比で表したものをいう。以下同じ。)」に改め、「その他」の下に「栄養成分に關し」を加え、同条第二項中「以下」を「第四項において」に、「省令」を「農林省令」に改め、同条第四項中「及び学識経験のある者」を削り、「聞く」を「聴く」に改め、同条第五項中「省令」を「農林省令」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

6 第二条の二第二項の規定は公定規格の設定、

改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。

第三条の三及び第三条の四を削る。

第四条から第九条までを次のように改める。

(規格適合表示)

第四条 農林省の機関又は農林大臣が指定した者は、農林省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という)について公定規格による検定を行つたときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」という)を付することができる。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定規格による検定を行つたときも、同様とする。

2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その検定に關する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。

3 第二条の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。

5 第五条 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。

格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。

3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料に係る前条第一項の規定による検定の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまづ消しなければならない。

4 第一項の認定の技術的基準その他認定に關し必要な事項は、農林省令で定める。

(規格適合表示の禁止等)

第六条 農林省の機関、都道府県及び第四条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただし、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同条第二項又は前条第一項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合には、この限りでない。

2 農林省の機関、都道府県又は第四条第一項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又はまづ消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

(改善命令等)

第七条 農林大臣は、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が第四条第二項の規定に基づき行う検定の業務(規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同項又は第五条第一項の規定に基づき規格適合表示を付することを含む)が適当でないと認めるときは、当該製造業者又は輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は第四条第二項若しくは第五条第一項の規定に基づき付された規格適合表示の除去若しくはまづ消を

昭和五十年三月二十八日

命ずることができる。

(表示の基準)

第八条 農林大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 第二条の二第二項並びに第三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(指示等)

第九条 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により定められた同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第九条の次に次の章名を付する。

第四章 指定検定機関

第十条から第十五条の二までを次のように改める。

(指定)

第十条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定は、検定(第二条の四第一項又は第四条第一項前段の規定による検定をいう。以下同じ。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることなくたつた日から二年を経過しない者

二 第十五条の六の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第十二条 農林大臣は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二 農林省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が農林省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて検定が公正になるおそれがないものであること。

五 検定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検定の義務)

第十三条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けた者(以下「指定検定機関」という。)は、検定を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行ふなければならない。

2 指定検定機関は、検定を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を用い、かつ、同条第二号に規定する者に検定を実施させなければならない。

(検定施設の変更等)

第十四条 指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、農林大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十五条 指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が検定の業務の公正な実施を図るため適当でないとき認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止等)

第十五条の二 指定検定機関は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

一 検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二 役員を選任し、又は解任したとき。

第十五条の二の次に次の五条を加える。

(事業報告書等)

第十五条の三 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林大臣に提出しなければならない。

(役員及び職員等の地位)

第十五条の四 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第十五条の五 農林大臣は、指定検定機関が第十五条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消等)

第十五条の六 農林大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第十五条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十五条の七 指定検定機関は、農林省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に関し農林省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十六条の見出し中「宣伝等」を「宣伝」に改め、同条第一項中「製造業者」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者」に、「飼料の成分量又はその」を「当該飼料又は飼料添加物の成分又は」に改め、同条第二項を削り、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十七条中「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に、「使用して」を「用いて」に改める。

第十八条を次のように改める。

(製造業者等の届出)

第十八条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者(農林省令で定める者を除く)は、その事業を開始した日から一

月以内に、農林大臣に次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四 その他農林省令で定める事項

2 新たに第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、同項に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、その日から一月以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

第十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「登録飼料」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条第二項中「登録飼料」を「前項に規定する飼料又は飼料添加物」に、「又は輸入業者」を「輸入業者又は販売業者」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公示）

第十九条の二 農林大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二条第三項、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定をしたとき。

二 第二条の六の規定による禁止をしたとき。

三 公定規格又は第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。

四 第十四条又は第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出があつたとき。

五 第十五条の六の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

第二十条中「農林大臣は」の下に、「この法律の施行に必要な限度において」を加え、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関から、その業務又は経理の状況に関し必要な報告を徴することができる。

第二十一条第一項中「飼料の取締上必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に、「又は飼料」を「又は飼料若しくは飼料添加物」に、「その他飼料」を「その他飼料又は飼料添加物」に、「若しくは保管」を「又は保管」に、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に、「その原料」を「これらの原料」に、「帳簿書類」を「帳簿、書類その他の物件」に、「分析検査」を「試験」に改め、同条第四項中「又はその」を「若しくは飼料添加物又はこれらの」に、「分析検査」を「試験の結果」に改め、「新聞その他の方法により」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「省令」を「農林省令」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第二十二條から第二十四條までを次のように改める。

（公衆衛生の見地からする要請等）
第二十二條 厚生大臣は、公衆衛生の見地から必

要があると認めるときは、農林大臣に対し、第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止若しくは第二条の七の規定による命令に関し意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができる。

（手数料）
第二十三條 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関）に納付しなければならない。

2 前項の手数料は、国庫（指定検定機関に納付されたものは、当該指定検定機関）の収入とする。

（聴聞）
第二十四條 農林大臣は、第十五条の六の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十四條の次に次の三條を加える。

（指定検定機関がした処分に係る審査請求）
第二十四條の二 指定検定機関がした検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手続における聴聞）
第二十四條の三 この法律に基づく処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、第二十四條の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（輸出用飼料等に関する特例）
第二十四條の四 輸出用又は試験研究用の飼料又は飼料添加物については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第二十五条第二項及び第三項を削る。

第二十六条を次のように改める。

（経過措置）
第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十六条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十七条の前の見出しを削り、同条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の三の規定に違反した者

二 第二条の六の規定による禁止に違反した者

第二十八條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の四第一項の規定に違反した者

二 第二条の五第一項又は第三項の規定に違反した者

三 第二条の七の規定による命令に違反した者

四 第二条の八第一項の規定に違反した者

五 第五条第二項又は第三項の規定に違反した者

六 第六条第一項又は第三項の規定に違反した者

七 第十六条の規定に違反した者

八 第十七条の規定に違反した者

第二十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職

員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の五第二項の規定に違反したとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けずに、製造業者又は輸入業者に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示を付させたとき。

三 第六条第二項の規定に違反したとき。

四 第十五条の六の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第三十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第三条」を「第十八条」に、「しない者」を「せず、」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「しない者」を「せず、」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査」を「検査若しくは取去」に、「虚偽の陳述」を「答弁をせず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 次の各号の一に該当する場合に於て、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十条第二項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十一条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十一条中「前四条」を「第二十七条、第二十八條又は第三十条」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

第三十二条を削り、第三十三条中「第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した」を「次の

各号の一に該当する」に、「二千元」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第三十二条とする。

一 第二条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一項若しくは第二項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定による保存をしなかつた者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項の指定、新法第二条の二第一項の規定による基準又は規格の設定、新法第二条の四第一項及び新法第二条の八第一項の政令の制定の立案並びに新法第三条第一項の公定規格及び新法第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定については、農林大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

3 この法律の施行の日の前日までの間は、農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「農薬及び」とあるのは、「農薬、飼料、飼料添加物及び」とする。

4 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 農林省設置法の一部を次のように改正する。
第四条第三十八号の三及び第四十一条第五号の二中「飼料の登録及び」を「飼料及び飼料添加物に関する基準及び規格の設定並びに」に改める。

第二十三条第一項中「肥料及び飼料の検査を行なう」を「次に掲げる事項を行なう」に改め、同項に次の各号を加える。

一 肥料並びに飼料及び飼料添加物の検査

二 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定の指導監督

第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）」を「農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）」に、「行なう」を「行う」に、「農薬及び」を「農薬、飼料、飼料添加物及び」に改める。

7 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。
第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

理 由

最近における飼料をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物につき基準又は規格を設定してその製造、販売等の規制を行うとともに、飼料の品質の改善に資するため、飼料登録の制度に代えて公定規格適合表示の制度を設け、及び飼料の品質に関する表示の適正化のための基準事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。